

第3章 金本位制発足後の政策運営

以下同じ。

- (24) 前掲『日本銀行史』第2巻、449ページ。
- (25) 前掲『例規書類七』（明治17年～34年）。
- (26) 『東洋経済新報』第58号（明治30年6月25日）社説「数年後の我国銀行業」4ページ。
- (27) 名古屋商工会議所『名古屋商工会議所五十年史』同所、昭和16年、第1部335ページ。
- (28) 同上、第2部50～54ページ。
- (29) 同上、第2部62～63ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (30) 明治28年12月17日付『中外商業新報』。
- (31) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、603ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (32) 同上、606ページ。
- (33) 同上、617ページ。
- (34) 「明治三十年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）311ページ。
- (35) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、479ページ。
- (36) 「明治三十一年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）358ページ。
- (37) 同上、358ページ。
- (38) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、324～325ページ。

(3) 営業予算制度の実施

明治31年7月の総裁内達

本行金融政策の転換が打ち出された年の翌31年（1898年）春、後に述べるように、日清戦後の著しい企業勃興の反動として恐慌が発生したが、その救済が一応⁽¹⁾落着いた同年7月11日、岩崎総裁は本行支店・出張所に対し次の内達を發した。

各支店出張所共貸付割引高漸次増加致候に就ては、此際銀行会社及個人に対し之が極度額を制定するの必要有之候、依て昨三十年代貸付割引高の最高額を標準とし、各銀行会社個人の信用程度に応じて之を取捨増減し適当と認むる貸付割引高を取極め、併て昨年の貸付割引最高額をも別紙表式〔欠〕に拠り至急申出べし

本行本支店・出張所別の対民間貸出残高（外国為替手形の割引を除く）の推移

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

を見ると、支店・出張所網の拡充に伴い、明治27年～29年中の毎期末における支店・出張所貸出残高の、本行全体のそれに占める割合は平均35%であったものが、30年6月末、12月末、31年6月末の3期末平均では43%に上昇している。本店に次ぐ大店舗であった大阪支店の比重はその間に33%から25%に低下したので、大阪支店を除く支店・出張所の比重は2%から18%に急上昇したことになる。

各支店・出張所とも貸出が漸次増加したとする上記の総裁内達は、上に述べたような貸出状況を指していたのであろうが、支店の増設や出張所における貸出業務開始に伴って、新設支店および出張所の貸出が当初急増するのはある程度当然であった。また、対民間貸出残高の約8割を占める本店と大阪支店の貸出を完全に掌握すれば、本行貸出の調節には事欠かなかったと思われる。それにもかかわらず、全支店・出張所における取引先別の貸出に極度額を設定しようとしたのはなぜであろうか。

基本的には、取引先の信用状態・経営態度・業績などから見て過大な本行信用を供与することは、取引先の過度の経営拡張を促し、ひいては金融経済の激変をもたらすおそれがあったからであろうが、一つの理由は、一部支店・出張所の貸出の増勢がかなり著しかったことにあったと思われる（表1-3）。対民間貸出残高が全体で前期末比30.7%の増加を示した明治30年下期についてみると、名古屋・西部両支店および京都出張所における貸出増加が特に目に付き、この3店舗

表 1-3 本支店・出張所別対民間貸出残高

(単位：千円)

明治 年/期末	30/上 (A)	30/下 (B)	B/A	31/上 (C)	C/B
本店	39,729	53,338	34.3	45,634	△14.4
大阪支店	20,737	23,912	15.3	15,406	△35.6
西部支店	3,342	6,018	80.1	4,628	△23.1
北海道支店	2,901	1,049	△63.8	1,300	23.9
名古屋支店	1,947	4,384	125.2	4,657	6.2
京都出張所	2,749	4,628	68.4	3,991	△13.8
小樽出張所				1,318	
計	71,405	93,327	30.7	76,934	△17.6

(注)1. 外国為替手形の割引を含まない。

2. B/A および C/B は増減(△)率(%)。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』。

で全店の貸出増加額の31.9%と約3分の1を占めていた。翌31年上期の本行対民間貸出残高は前期末比17.6%減となったが、そのなかで名古屋支店の貸出はわずかながらも増勢を続け、京都出張所の貸出減少額は小幅にとどまった。したがって、このまま放任しておく、大阪支店を除く支店・出張所の貸出が相対的に伸長し、ついには本行全体の貸出を調節することがむずかしくなる可能性もあった。この点からも、支店・出張所の貸出増をなんらかの形で規制しようとした総裁（本店）の意図が察せられよう。

もう一つの理由として考えられるのは、商業手形の割引が少なかったことであろう。岩崎総裁時代の明治30年上期・下期および31年上期の各期末における支店・出張所の対民間貸出残高のうち、商業手形割引残高の占める割合は平均27.3%（本店分を含めると22.6%）にすぎなかった。つまり、貸出残高の約4分の3は定期貸、保証品付手形割引および当座貸越であったことになるが、前二者は商業手形の割引と異なって固定化しやすいうえ、担保品または保証品として本行に提供される「物」の信用（対物信用）に基づいて貸出が行われるので、本行適格担保品・保証品がある限り貸出を拒否しにくい性質を備えていた。

かつて川田総裁は、「日本銀行は各銀行の信用の厚薄により融通を与ふる」と述べたが、⁽²⁾その方針に従えば、少なくとも対物信用に属する定期貸と保証品付手形割引については、貸出先の信用度に応じて限度を画するのは当然であったといえる。また、現実の問題としてもそうしなければならない状況にあった。時期はやや下るが明治33年初めに、当時の本行総裁山本達雄は、日本銀行の資力からいって民間に貸出できる金額は現今のところ9000万円にすぎないのに対し、本行からの借入れの担保となりうるものは国債が4億円、本行の認めた其他有価証券が1億4000万～1億5000万円に上るほか、生糸・綿糸・米等の商品があるし、商業手形もある、合計すれば6億～7億円に達するであろうと述べている。⁽³⁾そのような状態のもとでは、普通銀行の側で預金銀行化の大幅進展、中央銀行借入れへの恒常的依存からの脱却などといった基本的変化が生じない限り、市中貸出金利より低目に定められた公定歩合だけで本行貸出を完全に調整することはむずかしかったといえよう。金利による調整と同時に、量的にも貸出をコントロールしようとし

たのはそのためと思われる。

もっとも、年末残高が本行創立以来空前の巨額に上った明治30年中の貸付割引最高額を標準とするというのでは、取引先別貸出極度額設定の意図と効果に疑問が残るであろう。総裁内達に対する31年8月3日付の大阪支店報告を見ても（表1-4）、設定された極度額は30年中の最高残高実績を上回っていた。ただし、極度額がこのような水準に設定されたことについては、31年7、8月ごろの景気情勢では対民間貸出を抑制する必要が差し当たりなかったという点も見落としはなるまい。また商業手形の割引極度額は設定に当たって他の割引・貸付よりも優遇されていたことは注意すべきであろう。いずれにしても、個人取引の開始・担保品付手形割引の廃止・公定歩合操作による兌換銀行券発行量の調節に加えて、緩いながらも対民間貸出の量的調整をも指向するに至ったことは注目されよう。

表 1-4 大阪支店の貸出極度設定額

（単位：千円）

	定期貸・保証品付手形割引	商業手形割引	計
明治30年中の最高残高実績 (A)	20,588	7,287	27,875
今後の貸出極度額 (B)	22,065	9,820	31,885
B/A (%)	107.2	134.8	114.4

（出所） 日本銀行保有資料『事務書類五』（明治16年～34年）。

営業予算編成手続の制定

上述した明治31年7月の総裁内達による本行貸出極度額の設定は、制度としては不完全の感を免れなかった。支店・出張所の定めた取引先別貸出極度額を総裁（もしくは本店）はどう取り扱うのか、極度額の変更を要する時はどうするのか、など定かでない点が多かったからである。明治32年11月4日に「営業予算編成手続」が制定されたのはそのためでもあろう。この手続きの大要は以下のとおりであった。⁽⁴⁾

イ、営業局長・支店長・出張所長は、毎年4月15日および10月15日までに、翌期の「貸出金取引先別予算表」（取引先別の貸出極度額）と「営業予算表」（貸出額全体の最高見込み）を作成し、参考資料を添えて総裁に提出する。

第3章 金本位制発足後の政策運営

貸出金取引先別予算表は、①定期貸・保証品付手形割引、商品担保手形割引、②商業手形割引・特別扱割引、③当座貸越・為替取引に伴うコルレス貸の三つに区分し、それぞれにつき極度額を定める。ただし、③は約定極度額を記載する。

ロ、総裁は本支店・出張所における翌期の「運用金予算額」（貸出全体の最高額）と「貸出金極度額」（取引先別の貸出極度額）を定め、6月15日および12月15日までに各店・出張所に通達する。

ハ、本支店・出張所の「運用金予算額」および「貸出金極度額」の変更を要する時は、その都度別途通達する。

ニ、本支店・出張所において「運用金予算額」および「貸出金極度額」を増額すべき事情が生じた場合は、詳細に金融状況を報告し増額申請を行う。

ホ、生糸・織物・米・肥料等の生産・出荷期に限り、当該半期中または翌期にまたがって特別の金融を約束する必要がある時は、あらかじめその事情を具申し、総裁の許可を受ける。

このような手続きを制定したのは、「夫迄は各店の貸出は唯自然の成行に従ふの仕来なりしを、以後、貸出の濫増を防ぎ各店貸出の権衡を得せしめん為め之が極度を定め、非常の場合の外は其範囲内にて貸出を為さしめんとする趣旨に出で

表 1-5 本支店・出張所別対民間貸出残高

(単位：千円)

明治 年/月末	32/6 (A)	32/9 (B)	B/A	32/12 (C)	C/B
本店	35,796	39,436	10.2	58,229	47.7
大阪支店	7,691	8,153	6.0	23,682	190.5
西部支店	3,836	3,514	△ 8.4	7,004	99.3
北海道支店	326	148	△54.6	271	83.1
名古屋支店	2,067	3,112	50.6	6,964	123.8
京都出張所	4,259	6,001	40.9	7,264	21.1
札幌出張所	0	0	—	35	—
小樽出張所	571	412	△27.8	836	102.9
福島出張所		462	—	339	△26.6
計	54,546	61,238	12.3	104,624	70.9

(注) 表 1-3 と同じ。

(出所) 大蔵省『金融事項参考書』。

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

しもの」と説明されている。⁽⁵⁾ 31年7月の前記総裁内達を考えれば、今次の手續制定の理由として各店の貸出はただ自然の成行きに従うのがそれまでのしきたりであったとか、貸出の乱増を防ぐためとかという説明にはうなずきがない面があるが、各店貸出の均衡を図るためという点は32年下期中の各店・出張所別貸出状況を見ても理解できよう(表1-5)。各地の産業構成・取引習慣・金融経済情勢等の違いは十分に考慮しなければならないが、32年6月末と9月末の貸出残高を比べると、名古屋支店の51%増から北海道支店の55%減まで各店の増減率に相当の違いが見られる。9月末と12月末との比較でも増減率にかなりの開きがあった。

営業予算編成手續を前年の総裁内達と比較すると、①貸出全体の最高額と取引先別貸出極度額の決定手順が明確になった、②本店(営業局)も対象に加えられた、などの点で制度として格段に整備されたといえる。しかし、全く疑問がないというわけではなかった。第1に、各店・出張所の作成する貸出金取引先別予算表と営業予算表との関係である。おそらく、前者の積上げによって後者を決定したと思われるが、それでは前者はどのようにして定められたのであろうか。編成手續発足当初は、31年7月の総裁内達の線にそい、過去の実績を基準にして取引先の信用状況により調整・決定したのではないかと考えられるが、もしそうであれば、各店・出張所の貸出の不均衡是正は望み難い。

そこで第2に、総裁が各店・出張所に通達する運用金予算額と取引先別貸出金極度額は、どのようにして決定されたのかという疑問が生ずる。各店・出張所の提出した営業予算表の積上げにより算出された翌期の本行全体の対民間貸出最高見込み額が過大であるとか、各店・出張所の貸出最高見込み額が不均衡であると判断された場合は、各店・出張所の営業予算に調整を加えざるをえない。また、調整後の各店・出張所の運用金予算額におさまるように、その取引先別貸出金極度額を定めなければならないからである。

第3に、編成手續は貸出の乱増防止を目的の一つとしていたが、本当にそれのみにとどまったのかどうかという疑問である。つまり金融経済情勢に応じて運用金予算額と取引先別貸出金極度額を設定し、金融調節手段として積極的に役立たせるという意図はなかったのかということである。編成手續制定の時期からみて

当然生ずる疑問である。

これらの疑問は、営業予算編成手続に基づく実績を示す公文書が残っておればすべて氷解するし、また同時に、本行がどの銀行・会社・個人にどのくらい貸出をしていたかも明らかとなる。しかし、今のところ、本行保有資料中にはそうした種類のものは見当たらない。

ただ、明治33年9月24日の営業予算編成手続付属表の様式改正に関する通達により、取引先別貸出金極度額を定める場合の考え方の一端を知ることができる。この改正によって営業予算表の参考資料として「各地銀行営業方針摘要」の提出が新たに義務づけられたが、この「摘要」備考に次のように記されている。⁽⁶⁾

イ、本行重役の参考のため、取引先の営業方針・その他の事項を報告するものであって、コルレス取引のみの取引先は記載しない。

ロ、営業方針の欄には、資本金・積立金だけで保守的に営業しているか、預金吸収に努め積極的に営業しているか、土地・株券等に資金を固定させているか、手形割引に資金を運用し商業の発達に寄与しているか、などの点につき調査の要点を記載する。

ハ、得意先その他参考となるべき事項の欄には、当該銀行の得意先の業種、特殊な事業会社との関係の有無、重役の職業、その他営業に関する世上の風説中信頼できるものなど、本行重役の参考となるべき事項をすべて記載する。

なお、この33年9月の付属表様式の改正時に、各店・出張所の営業予算表の内訳項目（定期貸・保証品付手形割引・商業手形割引・当座貸越等の区分）の金額は相互に流用できることに改められた。商業手形の割引を優先するという姿勢がやや後退し、貸出総量でおさえればよいという考え方が濃くなったことは否めない。

ともあれ、32年11月制定の営業予算制度は翌33年上期から実施されたが、その金融政策上の実際効果にはわかには判定しがたい。少なくとも明治36年末までは金融はおおむね緩慢に推移し、本行対民間貸出残高を見ても減少傾向をたどっており、特に貸出の乱増防止を追求すべき局面はなかったからである。また、各店・出張所間の貸出均衡化という点についてもはっきりと判断を下せるほどの材

料はない。

営業予算制度発足後十数年を経た明治45年2月27日付の同制度廃止に関する本行調査局長の総裁に対する伺いでは、⁽⁷⁾「本行各店に於て取引先に対する貸出金額は従来営業予算編成手続に依り予算金額を定め、営業局長支店長の随意に貸出し得る金額は此の範囲に止め、之を超過して貸出を為さんとするときは、一々重役の承諾を得ざるべからざることと相成居」り、「取締としては周到」であると同制度を一応評価している。また、「予算外の貸出を要するが如き場合は、多くは取引先のもの店頭に來り直に貸出の請求をなしつつありて、支店長に於いては之を拒絶するの理由なきも、単に予算外となるが為めに承認を得ずして直に承諾を与ふること能はず、之が為め殆其立場を失ふ様の事も有之」との指摘も加えられている。その限りでは、本行貸出の乱増防止には役立ったように見える。しかし、この伺いのなかで、営業「予算増額申請に対する御詮議如何と顧るに、従来全く御承認相成らざりしことは殆んど無之」かったと述べており、前記のように本制度発足後しばらく続いた金融緩和期はともかく、十数年を通じてこのような状況であったとすれば、本制度が本行貸出の乱増防止にどれほど役に立ったかは疑問なしとしない。明治44年に営業予算制度は貸出標準制度に切り替えられるが、一つにはそのためであったと思われる。

- (1) 日本銀行保有資料『事務書類五』(明治16年~34年)。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (2) 『東京経済雑誌』第849号(明治29年10月31日)社説「大坂に於ける金融必迫の事情」759ページ。
- (3) 明治33年1月29日の有楽会における山本達雄本行総裁の演説(『銀行通信録』第172号、明治33年3月)452ページ。
- (4) 日本銀行保有資料、明治32年11月4日付秘第48号達。
- (5) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (6) 日本銀行保有資料、明治33年9月24日付秘第277号達。
- (7) 日本銀行保有資料、明治45年2月27日付調査局長伺定「各店別営業予算廃止趣旨等ニ関スル件」。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(4) 個人取引の実情と効果

取引開始当初の状況

個人取引の開始は明治30年（1897年）6月の本行営業方針転換の重要な柱の一つであったが、前に掲げた同月12日付の各支店長に対する本行総裁通達にも見られたように、本行は取引の開始を求める個人・会社は少ないであろうと予想していた。

そのような予想は本行だけのものではなく、本行外でも同じ指摘がなされていた。すなわち、当時の市中銀行の個人に対する貸付金利はおおむね日歩2銭8厘～9厘であったのに対し、日本銀行は日歩2銭7厘で個人取引を開始したのであるから、従来市中銀行と取引していた者は直ちに日本銀行に赴くはずであるが、必ずしもそうはいかない事情がある。「各銀行と個人との取引上に於ては大抵其担保品の価格は時価の七掛、八掛、甚しきは八掛以上のものあるに、日本銀行の見返品価格は時価六掛なるを以て、従来取引を転じて日本銀行と取引を開始するが如きは、資力に余裕あるものにあらざれば為し得べきことにあらざるなり、……是に由て之を見れば、日本銀行の対個人取引は門戸の開けたるに拘はらず、俄に其頻繁なるを期すべから⁽¹⁾」ずと考えられたからである。

果たして、本行の個人取引は活発であったとはいえなかった。本店と同様、30年6月14日に大阪支店、京都出張所および名古屋支店が個人取引を開始したのに続いて、同月18日に北海道支店が、21日に西部支店が同取引を始めたが、同月24日付『中外商業新報』は、「個人にして取引の手続を問合すもの及取引を申込むものなきにしもあらずも、今日迄実際に個人取引を開きたるものは未た之あらずと云ふ」と報じている。取引開始後早々の時点での状況であるので、これだけでうんぬんすることはできないが、個人取引が活発化しにくい事情として、上記の担保掛目のほか、次のような手形にまつわる技術的理由もあったことは見逃せない。すなわち、本行の手形割引は二人以上の裏書あるものに限られていたので、個人の振り出した手形をもって直接本行に割引を依頼しても、二人以上の裏書がない場合が多く本行では割引ができない。このため、「商売人にして信用あ

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

表 1-6 本行京都出張所個人貸出金最高残高一覧

(単位：千円)

個人 取引先名	職業	明治30年中				明治31年中			
		定期貸	保証品付 手形割引	商業手形 割引	計	定期貸	保証品付 手形割引	商業手形 割引	計
西川 幸兵衛	呉服卸	10.0		6.8	16.8	10.0			10.0
片山 茂三郎	銀行員	13.0	19.0		32.0	14.0	18.0		32.0
竹中 徳右衛門	呉服商			1.4	1.4				
上田 リウ	〃								
松尾 喜七	子卸	4.0			4.0				
福井 留吉	呉服			0.8	0.8				
小泉 新七	〃			1.0	1.0				
小泉 新兵衛	〃			3.0	3.0				
遠藤 九右衛門	古着問屋								
西川 甚五郎	銀行員	11.5			11.5	11.5			11.5
西川 甚五郎	蚊帳								
合 計		38.5	19.0	13.0	70.5	52.5	18.0		70.5

(注) 西川甚五郎は当座貸越のみ。

(出所) 日本銀行京都出張所「諸貸出金最高残高一覧表」明治31年7月15日調。

るものは既に夫々取引先の銀行あり、今更改めて日本銀行に面倒なる手続を踏むで、六掛の見返品に窮屈なる思を為して取引を求むるの必要なきを以て、当分の間個人取引は之なかるべく⁽²⁾とみられたことである。

しかし、個人取引は全く無かったわけではない。京都出張所の「明治三十年下半季第八回営業報告書」を見ると、期中定期貸高198口・494万円のうち4口・4万円（2.0%、0.8%）、同当座貸越高555口・715万円のうち16口・10万円（2.9%、1.4%）、同手形割引高6157枚・659万円のうち20枚・6万円（0.3%、0.9%）は個人取引分であると朱書されている。さらに同出張所の明治31年7月15日調べによると、個人貸出金最高残高は表1-6のようになっており、金額は少ないものの明治30年中（個人取引開始日から見てほぼ30年下期中に該当）の個人取引先数は8を数えていた。ただし31年上期になると、実際に貸出を行った個人取引先数は半減している。

また、明治31年8月3日付の大阪支店長から総裁にあてた報告によれば、30年中（ほぼ同年下期中）の同店個人取引最高残高は表1-7のとおりであった。京

表1-7 本行大阪支店個人貸出金最高残高一覧
(単位：千円)

個人取引先名	明治30年中最高残高
松本重太郎	98.0
大阪土木会社	9.0
中央セメント会社	0
阿部市太郎	7.0
岡橋治助	100.0
阿部彦太郎	30.0
下郷寅吉	79.0
藤田組	163.0
小西新右衛門	137.0
殿村平右衛門	80.0
計	703.0

(注) 個人貸出は定期貸と担保品・商品付手形割引だけで、通常の商業手形割引はなかった。

(出所) 明治31年8月3日付、本行大阪支店の報告（前掲『事務書類五』明治16年～34年、所収）。

都出張所のそれに比べると、さすがに金額は大きく個人取引先数も多いが、大阪支店の全取引先に対する貸出最高残高（当座貸越を除く）の累計額2788万円と比較すればその2.5%にとどまり、貸出取引先数121に対しては8.3%を占めるにすぎなかった。

大阪支店と京都出張所の計数だけでは全店の動向を直ちに断定できないことはいうまでもないが、後述のようなその後の時期における個人取引の実績と併せ考えると、全店的に、取引開始当初の個人取引は予期以上に少なかったと誤りないと思われる。その理由としては、前述のように、銀行取引に適用される本行利子歩合（銀行取引利子）と個人取引のそれ（日本銀行利子）との

格差、見返品の担保掛目、手形裏書人数による制約などが挙げられよう。もっとも、本店と大阪支店の場合を例にとれば、明治30年8月11日と10月23日に、銀行取引利子をそれぞれ日歩1厘引き上げた時、個人取引利子は据え置かれたため両利子の格差は日歩2厘に縮まり、さらにほぼ2年後の32年11月10日の銀行取引利子日歩1厘引上げにより格差は1厘に縮小し、同月27日には両利子の区分が廃止され、格差は解消するに至った。しかし、適用金利面における個人取引の不利な条件が改善されていくにつれて、個人取引が特に増えたという記録は見当たらない。

明治32年11月27日に銀行取引利子と個人取引利子の区分を廃止し、公定歩合の姿を旧に復した理由は資料では明らかでない。当初両利子に格差を設けた理由から考えると、基本的には、両利子の格差を縮小し、ついにはそれを廃止しても、個人取引の希望者が続出して市中銀行の経営を圧迫するというようなことはないと判断されたからであろう。初期の個人取引が予想外に低調であったことがその背景になったと思われる。また両利子の区分を廃止した11月27日に開かれた関東銀行会大会において本行総裁が指摘しているように、⁽³⁾「近時我銀行業は著しき発達を来し……就中預金の増加は実に驚くべきもの」があったことも理由の一つとして考えられよう。つまり、預金増に伴って市中銀行の競争力が強化され、本行個人取引利子の廃止にも耐えられるようになったのではないかということである。しかし、小銀行乱立の弊は依然その跡を絶っていなかったため、銀行取引利子との格差を縮小・廃止することにより、個人取引という政策措置の効果を一段と高めようとしたのではないかという解釈も成り立つ。次の指摘はその辺の事情を物語っているが、⁽⁴⁾この方がむしろより説得的なようにも思われる。実際には一見相反するように見える上記の諸要因が複合して銀行取引利子と個人取引利子の区分廃止へと進んだのではなかろうか。

日本銀行にして銀行取引と個人取引との間に区画を設け、個人取引利子にして常に銀行取引利子に比し二厘方の上鞆に居るに於ては、勢ひ小銀行の続々設立せられざるを得ず、現存の小銀行を見るに如何に信用ある商人にて而かも如何に正確なる担保品にても、単に自己^{〔ママ〕}の名義を以て日本銀行に向つて資金の供給を請はんか、常に銀行取引

第3章 金本位制発足後の政策運営

利率よりも二厘方の高利に非されは借受くる能はず、随つて自己の機関たる小銀行を設立せんとし、且日本銀行の市中銀行に対する融通額は予め一定の制限あるを以て、同じく機関銀行を設くるに於ても資本金五十万円の一銀行を設立せんよりは、寧ろ其五十万円を二十五万若しくは十万に区分して数個の銀行を設立するの優れるに若かさる傾向あるに依り、漫に設立せられたるもの少なからざるが如し、去れば日本銀行の今回個人取引利率を廃し、一切銀行取引利子に依りて資金の供給を為すことに改正せるは実に至当の処置にして……

明治32年以降の個人取引

明治32年以降44年までの13年間における本行個人取引額（定期貸・当座貸越・手形割引）は累計で4191万円（年平均322万円）になった（表1-8）が、この額はこの期間の本行対民間貸出総額の0.6%を占めたにすぎない。個人取引額の86%は手形割引であったが、手形割引総額に占めるその比率も0.9%にとどまった。銀行取引利子との区分が廃止された32年以降明治末期までの個人取引の実績

表 1-8 本行個人取引額

（単位：千円）

明治・年中	定期貸	当座貸越	手形割引	計
32	287(0.9)	1,362(0.2)	3,257(0.9)	4,906(0.5)
33	129(1.0)	630(0.1)	6,499(1.2)	7,258(0.7)
34	114(1.6)	312(0.1)	4,879(1.3)	5,305(0.8)
35	73(1.5)	76(0.0)	2,568(1.6)	2,717(0.6)
36	86(4.8)	36(0.0)	1,841(1.3)	1,963(0.6)
37	193(1.9)	41(0.2)	3,025(1.3)	3,259(0.7)
38	1,253(13.9)	133(0.7)	5,084(1.7)	6,470(1.3)
39	0(—)	62(0.1)	965(0.6)	1,027(0.3)
40	205(2.5)	145(0.1)	2,085(0.5)	2,435(0.3)
41	170(1.9)	115(0.1)	5,129(0.9)	5,414(0.7)
42	140(8.8)	90(0.1)	509(0.5)	739(0.3)
43	0(—)	61(0.5)	50(0.0)	111(0.0)
44	0(—)	79(0.0)	230(0.1)	309(0.1)
累 計	2,650(2.6)	3,142(0.1)	36,121(0.9)	41,913(0.6)

（注）かっこ内はそれぞれの本行対民間貸出総額に対する比率（%）。

（出所）日本銀行保有資料『営業科目統計報告』。ただし、明治34年下期のみ同『営業科目統計報告材料』による。

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

表 1-9 本行個人取引残高

(単位：千円)

明治・年末	定期貸	当座貸越	手形割引	計
32	10(0.2)	26(1.2)	886(0.9)	922(0.9)
33	44(1.0)	75(2.0)	1,742(2.2)	1,861(2.1)
34	55(2.5)	18(0.4)	720(2.3)	793(2.1)
35	10(0.6)	14(0.7)	604(2.4)	628(2.2)
36	0(—)	0(—)	755(2.8)	755(2.3)
37	193(2.2)	2(0.3)	502(1.4)	697(1.5)
38	250(2.7)	0(—)	1,019(3.6)	1,269(3.3)
39	0(—)	0(—)	200(0.6)	200(0.5)
40	90(0.9)	0(—)	640(1.1)	730(1.0)
41	20(0.3)	10(1.1)	1,129(2.7)	1,159(2.3)
42	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
43	0(—)	2(0.1)	0(—)	2(0.0)
44	0(—)	4(0.2)	130(0.3)	134(0.2)

(注) かっこ内はそれぞれの対民間貸出総残高に対する比率(%)。

(出所) 表 1-8 と同じ。

も注目に値するようなものではなかったといってよいであろう。この点は残高ベースで見ても大差ない(表 1-9)。

また、本行「取引先一覧」から明治44年末における個人取引先数を推測すると、大阪支店5(竹尾治右衛門、藤田組、小西新右衛門、芝川又右衛門、稲西合名)、名古屋支店1(貝塚栄之助)、北海道支店(44年6月以降函館支店)2(相馬哲平、北海道セメント)にすぎない。ただ明治32年から44年までの各店別の個人取引高を見ると(表 1-10)、上記支店のほか本店では年によってかなりの額の手形割引が行われており、また西部支店と小樽出張所でも個人取引が見られたが、全体としての本行個人取引の実績は既述のとおりとりたてて述べるほどのものではなかった。

参考までに、個人取引額の9割近くを占めた手形割引額を狭義の個人と会社に分けてみると、明治32年～44年の累計では、手形枚数・金額とも狭義の個人のほうが圧倒的に大きかった(枚数の68.8%、金額の71.0%)。

個人取引の効果

個人取引の開始は、既に述べたように、それによって「純然たる商業手形の通

用を奨励して信用取引の基礎を固くするとともに、「諸銀行をして独り過当の高利を貪るを得せしむるが如き弊害を刈去」し、もって「金融調和の任を完ふする」ことを究極の目的としていた。⁽⁵⁾ 個人取引の開始が直ちに普通銀行の商業銀行化につながるとは思われないが、それは預金銀行化の推進に資するところがあると考えられていたことは前述のとおりである。先に見たように本行の個人取引は実績としては著しく小規模なものであったが、この措置がそのねらいとした普通銀行の預金銀行化や「さや取り」の是正は次のように進展した。

第1に預金銀行化の推進という点であるが、その指標として、まず、普通銀行の払込資本金と積立金の合計額（自己資本）に対する預金（官公預金を除く）の比率をとってみると、明治30年末の1.2倍から38年末には2.2倍と2倍の線を越え、44年末には2.8倍に達し、預金の比重が高まってきたことは争えない。運用資金量（預金＋自己資本）中に占める預金の割合でみると、明治30年末の54.8%から44年末には73.9%に上昇している。

しかし、第一・三井・三菱・住友・安田の5大銀行は、運用資金量中に占める預金の比率が他銀行に比べて一際高く、自己資本に対する預金の比率は30年末でも既に4.1倍に及び、40年末では6.3倍に達していたこと、他方、これら5大銀行を除くその他の普通銀行全体の比率は同期間中に1.04倍から2.2倍に上昇したにとどまったこと、⁽⁶⁾ を考えると、大銀行以外の普通銀行における預金銀行化がどれほど進んだか疑問がないではない。（なお、東京・横浜・名古屋・大阪・京都・神戸の6大都市銀行集会所組合銀行とそれ以外とに分けて、自己資本に対する預金の比率を比較してみると、前者のほうがかなり高かったことはいうまでもなく、明治32年末の2.04倍から42年末には3.04倍に達したのに対し、後者は日露戦争ごろを転機に預金の比重を急速に高めたものの、同期間中1.31倍から2.05倍に上昇するという動きにとどまっている。）

このように銀行の規模によって預金銀行化の程度はかなり異なるものの、一般的に自己資本に比較して預金量が増えてきたことは明らかであるが、その原因として、本行の個人取引開始を契機に普通銀行が「愈預金の吸収に全力を傾注するに至つた」ため預金が増大したとか、⁽⁷⁾ あるいは「明治三十四年の恐慌で企業の倒

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

表 1-10 各店別個人取引額

(単位：千円)

明治 年中	本店		大 阪		西 部		名古屋		北海道 (函館)		小 樽	
	定期貸	手形割引	定期貸	当座貸越 手形割引	定期貸	手形割引	定期貸	手形割引	定期貸	手形割引	定期貸	手形割引
32	136	1,347	147	1,362	604	651	79	79		140		435
33	55	2,851	8	630	2,395	95	543	543	66	205		410
34	80	2,615	4	312	1,584		150	150	30	200		330
35	40	1,919		76	251				33	197		200
36		1,585		36	20				86	176		60
37	193	2,828		41	20					178		
38	1,253	4,759		133			185	185		140		
39		861		62						105		
40		980		145	855				205			
41		3,220		115	1,579				170	30		
42		270		90	123				140	66		
43				61								
44		50		79	30							

(出所) 表 1-8 と同じ。

産が相ついだため、投資家は有価証券投資に不安を感じた事、さらに、三十年代に入ってから小作争議が発生してきたため、余剰資金で土地購入をしていた人達が、それをさし控え始めた事、この双方から余裕資金を銀行預金、特に定期性預金に預け入れる事が多くなってきた⁽⁸⁾といった諸事情が従来指摘されている。

この問題にマクロ的に明確に答えられるだけの資料はないが、基本的な背景としては①経済取引における手形、小切手の利用度が高まり、現金の使用・保有が節約されたこと（たとえば手形交換高は明治30年代の間に経済規模の拡大の約7倍のテンポで増加した）、②国民所得水準の上昇に伴い任意貯蓄が漸増したが、これらが主として預金の形式で蓄積されたこと、の2点から預金銀行化を進めやすい環境が整ってきたことを指摘できよう。したがって、個人取引の開始は預金増大に寄与した原因の一つであったとだけしかいえないであろう。なおこのような環境の変化は、明治20年代から継続的に進行してきたものであるが、たとえば上記の現金節約の一指標として預金残高に対する流通現金残高の比率の推移をみると、20年代、30年代のいずれにおいてもこの比率は急速な低下を示しているものの、その低下テンポは30年代に一層加速している。（同比率は20年代の間に約2分の1に低下したが、30年代にはさらにその3分の1に低下した。その後も低下傾向は続いているが、低下のテンポは鈍化し、昭和の初めまで約20年かかってほぼ2分の1に低下した。）

次に普通銀行の預金と貸出の関係を見ると、明治末年まで年末預金残高（官公預金を除く）が貸出残高を上回ったことは一度もなかったが、日露戦争以降は、両者の格差が30年代前半ほど大幅でなくなったことは注目されよう（預貸率、明治32年末150.7%→44年末112.5%）。この点は大銀行の多い6大都市銀行集会所組合銀行の場合にはさらに明確であり、明治30年代末期以降預金残高が貸出残高を下回るという事態はほぼ解消したとみられる状況になった（都市別にみると東京、横浜、京都）。また預金に自己資本と日銀借入金を加えた使用総資金に対する日銀借入金の比率をみても、明治32年末の15%からその後急速に低下し、34年末以降はほぼ3～5%程度の低水準で推移するに至っている。このような変化の背後には銀行の創造した預金からの現金リークの度合いが前記のように急激に

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

低下したことに加え、民間経済部門での現金需要が普通銀行に対する本行の信用供与を通じてだけでなく、かなりの額の外資流入や財政の対民間支払超過によって補填されたという諸事情のあったことが指摘されよう。なお普通銀行全体としてのオーバー・ローンの度合いの低下に伴い、財閥系大銀行などでは、季節的ないし一時的な借入れを除いては本行からの借入れに依存しない状況が明治30年代後半以降次第に定着し始めたことが注目されよう。

一方、市中銀行が「独り過当の高利を貪る」という弊害の是正効果については、市中貸出金利と本行公定歩合との開きいかんによって判断してよいであろう。試みに、毎年6月と12月における東京市中平均金利と本店公定歩合とを比較してみると、貸付金利については両金利の格差が縮小したとはいえないが、割引金利は半分ほどに縮小している。また、明治36年以降は、貸付・割引とも市中銀行の最低金利は公定歩合の水準を下回るようになったことも注目されよう。こうしてみると、市中金利の引下げ＝「さや取り」の解消という目的はある程度達成できたといえそうであるが、本行個人取引がそれにどれほど貢献したかは断言できない。

もっとも、個人取引の範囲はごく限られた範囲のものであったから、このような個人取引開始の効果は「『さや取り』の解消という実態面ではなく、多分に心理的なものであったと解されるべき」であり、「『さや取り』の解消の効果も、当初からそれほど期待していたのではなかろう」という意見もある。この意見によれば、個人取引の開始は、民間における信用取引を拡大し、それを基礎として本行信用を固定的にではなく、弾力的に供与できる体制を固めようとしたものであって、単に「さや取り」の解消のみを目的としたものではなかった。日清戦争後のわが国金融経済の実情からみて、「個人取引の開始は、全く日本銀行創立の理念にもとづくものであり、さらに中央銀行としての役割を本来的に果たすことを目指して始められたといいうる」のであって、明治「三〇年代半ばから、日本銀行信用の拡大は、期末または季節的資金需要のふくそうするときに限定されるという理想の姿に近づいた」という意味で、その意義は高く評価されている。⁽⁹⁾

(1) 明治30年6月16日付『中外商業新報』。

第3章 金本位制発足後の政策運営

- (2) 上掲紙、明治30年6月24日付。
- (3) 上掲紙、明治32年11月28日付。
- (4) 上掲紙、明治32年11月30日付。
- (5) 前掲「本行営業方針ニ関シ大蔵大臣ニ上申並ニ大臣内訓」。
- (6) 加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会、昭和32年、142～143ページの第55表を参照。
- (7) 前掲『明治銀行史』184ページ。
- (8) 朝倉孝吉『銀行経営の系譜』日本経済新聞社、昭和53年、84ページ。
- (9) 金融経済研究所編『日本の銀行制度確立史』同所、昭和41年、188～190ページを参照。

(5) 見返品制度運用の実情

見返品の内容・保証価格

金融政策転換の一環として掲げられた見返品制度の発足後間もない明治30年(1897年)7月2日、岩崎本行総裁は阪神地区銀行業者70名余を大阪ホテルに招いた際、見返品制度について次のように述べている。⁽¹⁾

従来の担保品制度を廃して更に保証品の制を設けたり、然れども是れ全く異名同質にして同じく変則の制度なれば、之をも断然廃すべきこと当然なれども、従来久しく一般の頭脳に染込みたる担保制度の習慣を一朝にして革むるは決して容易のことに非ず、故に当分は保証品として之を存し置くも時機到来せば勿論廃止せんとするの見込みなり

このように見返品制度は実質的には明治23年5月に創設した担保品付手形割引制度を継承したものであって、引き続き特定株式を担保とする手形割引を認めるものであったが、本行はその過渡的性格にかんがみ、見返品付手形割引歩合を引き上げて当所商業手形割引歩合より3厘高とするとともに、見返品の見返価格を時価の6割以内とすることにして、市中銀行による同制度の利用をなるべく抑制しようとしたことは前述のとおりである。

しかし、本制度の内容をみると、そのような側面だけではなく、「従来の担保品の外、更に奈良鉄道、房総鉄道、成田鉄道、豊州鉄道、総武鉄道、参宮鉄道の

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

六種を保証品中に加へ」、また「今回の改正に遭ふも其価格概して高まり、就中炭礦、甲武、讃岐、阪堺諸株の如きは何れも十円以上も高まりたるが如く大坂商船株の如きは従前同様にして、唯従前の担保価格に比して下落せるは日本鉄道株が二十三円落、日本郵船株が二十四円落となれるに過ぎず」との指摘もなされて⁽²⁾いる。確かに、本行資料「割引保証品（担保品、見返り品）価格表」を見ると（表1-11）、改正前に比べてその保証価格は日本郵船株が24円、日本鉄道株が23円、大阪商船株が16円引き下げられ、東京海上保険株および両毛鉄道株の保証価格が設定されなかったほかは、いずれも2円～32円の引上げとなっている。もっとも、30年6月上旬末の東京株式取引所における直取引相場と比較してみると、おおむねその6割程度であって特別の作為は見られない。したがって岩崎総裁のいうように、時価の6割以内という方針に基づく「自然の結果」⁽³⁾であろうが、時価の丁

表 1-11 見返品保証価格

見返品	改正前(A)	改正後(B)	B-A	取引所価格(C)	B÷C
日本鉄道株	80.0	57.0	-23.0	94.5	0.60
甲武鉄道株	60.0	70.0	+10.0	112.0	0.63
山陽鉄道株	21.0	28.0	+7.0	46.5	0.60
九州鉄道株	32.0	36.0	+4.0	62.0	0.58
北海道炭礦鉄道株	45.0	55.0	+10.0	92.8	0.59
総武鉄道株		72.0		120.0	0.60
房総鉄道株		30.0		45.5	0.66
関西鉄道株	35.0	37.0	+2.0	62.8	0.59
参宮鉄道株		54.0		85.5	0.63
阪堺鉄道株	80.0	112.0	+32.0		
大阪鉄道株	50.0	58.0	+8.0	(97.0)	(0.60)
讃岐鉄道株	30.0	58.0	+28.0	(95.0)	(0.61)
成田鉄道株		52.0		85.0	0.61
豊州鉄道株		37.0		(63.0)	(0.59)
奈良鉄道株		36.0			
横浜正金銀行株		120.0			
日本郵船株	60.0	36.0	-24.0	61.3	0.59
大阪商船株	32.0	16.0	-16.0	(29.0)	(0.55)

(注) 1. 「改正前」は明治25年11月24日設定の割引担保品価格。
 2. 「改正後」は明治30年6月14日設定の割引見返品価格。
 3. 「取引所価格」は明治30年6月上旬末の東京株式取引所における直取引相場（『東洋経済新報』第57号、明治30年6月15日）41ページ。ただし、かっこ内は明治30年5月中の大阪株式取引所における受渡価格（大阪同盟銀行集会所『銀行報告誌』第90号、明治30年6月30日）19～21ページ。

(出所) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、大正2年。

度6割程度に定められた点については、制度改正に伴う影響をなるべく小さくしようとした意図があったのかもしれない。ただ、同じく手形割引の保証品であった「商品の七掛乃至八掛なるに比すれば其間亦差ありという」ことができ、「斯の如く幾分か彼を抑へ此を揚ぐるの跡あるは、是れ即ち日本銀行が真正なる商業手形を發達せしむるに意を用ゐたるを見るに足る」と当時論評されたことは見落とせない点であろう。⁽⁴⁾

上記のように奈良鉄道株ほか5銘柄の株式が新たに見返品に加えられた理由は明らかでない。「払込金額五拾万円以上の諸会社株券を撰みて、之を手形の見返品として受取る」という、前述の大蔵大臣に対する本行上申の方針にのっとったものではないかと思われるが、その後は、制度発足時に認めた見返品の新株が加えられた以外は、新たに見返品として認められたものは南海鉄道株（明治31年10月）のみであった。むしろ、合併に伴い阪堺鉄道株（31年10月）、大阪鉄道株（33年6月）、奈良鉄道株（39年7月）が見返品から除去されたほか、理由は定かでないが房総鉄道株が34年4月に、北海道炭礦鉄道株が社名・業務変更のため40年1月に見返品から除去され、また讃岐鉄道株と成田鉄道株は35年4月以降除去の方針で取り扱うことにされた。

したがって、見返品として認められた株式の銘柄数（新株を除く）は発足時には18であったものが、40年初めには12に減少し、さらに明治39年3月31日公布の法律第17号「鉄道国有法」により17鉄道会社が逐次国有化されることになったのに伴い、40年6月6日以降、見返品中の鉄道株は次々と担保品に編入されたため、明治42年末の見返品中株式は南海鉄道株、横浜正金銀行株、日本郵船株、大阪商船株の4銘柄にすぎなくなった。⁽⁵⁾

一方、見返品の見返価格に関しては、「時価六掛と為したるに就きては、或は其保証価格を引上んが為めに、売買上の掛引其他非理の手段を以て其株式を騰貴せしめんと謀るものもあるべく、或は強て過当の配当をなして一時其価格を騰貴せしめんと欲し後患を慮らざるものも無きを保せず、此の如き場合に臨んでは本行は縦令保証価格の標準を時価六掛に定めたりと雖ども、右等の者に対して決て其保証価格を引上ぐべきの限りに非るは勿論或は全然保証品中より除去するの必

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

要も」あるべしとの方針を当初とったが、時価の6掛を標準とする方式のもとでは見返品保証価格の「振合は全く一様一率に出でて更に活用の余地無之不便少なからず」と感じられていた。そこで、明治32年6月8日、「其取扱方法を改め、見返品価格の如きは決して一定一率のものと定めず、其会社の実勢如何を察し、又金融の趨勢如何を按じて随時見返品価格を評定し、其都度内達する事」とされた(傍点は引用者)。⁽⁸⁾

もちろん、それまでにも一部見返品については保証価格の変更が随時行われていたが、全面的な変更は32年6月9日のそれが初めてであった。この改正により見返品株式の保証価格は奈良鉄道新株を除いてすべて引き上げられ、その引上げ率が3割を上回るものも少なくなく、32年5月下旬末の東京株式取引所における直取引相場と比較すると、保証価格はほとんどが7割～7割5分に達した。おそらくは、明治31年恐慌後の金融緩慢・商況不振の情勢を考慮したものであろう。

その後、明治34年4月8日と36年4月1日にも見返品保証価格の全面的改正が行われたが、34年4月の場合は、33年～34年恐慌の影響で株価が低落傾向にあったので、保証価格は大部分引き下げられたものの、株式取引所の直取引相場と比べてみるとその9割前後に設定されたものが多かった。これもまた「金融の趨勢如何を按じ」たものと思われるが、36年4月の場合も同様であった。すなわち、当時は株価が回復してきたため、見返品の見返品保証価格はおおむね引き上げられたが、取引所の直取引相場と比較してみると、大部分はその8割前後で、34年改正時の比率よりは低下したものの、当初の6割以下という方針に比べればかなり高い水準に設定された。これは36年上期の金融経済情勢によるものであろう。明治35年5月以降、公定歩合が引下げ過程にあったことと考え併せればうなずけよう。

保証品付手形の割引状況

明治30年～44年中の年間手形割引額のうち保証品付手形割引額の占める割合について見ると(表1-12)、手形枚数では42年、43年、44年を除けば20%を超えたことはなかったが、割引金額では常に過半を占め、38年以降は80%を上回り、

第3章 金本位制発足後の政策運営

表1-12 保証品付手形割引額

明治 年中	手形割引高 (A)		うち 保証品付 (B)		B/A (%)	
	枚数	金額(千円)	枚数	金額(千円)	枚数	金額
30	62,847	248,850	5,512	128,783	8.8	51.8
31	102,406	255,182	5,140	139,200	5.0	54.6
32	168,474	387,569	5,173	225,678	3.1	58.2
33	221,222	553,104	8,239	330,175	3.7	59.7
34	120,854	377,370	6,799	248,303	5.6	65.8
35	65,571	164,592	2,118	93,033	3.2	56.5
36	47,773	141,351	1,887	90,988	4.0	64.4
37	35,375	236,293	3,069	151,506	8.7	64.1
38	34,174	301,845	4,169	251,365	12.2	83.3
39	12,123	170,036	1,893	146,752	15.6	86.3
40	30,698	432,422	4,800	374,031	15.6	86.5
41	37,694	555,220	6,331	488,983	16.8	88.1
42	5,235	107,667	1,184	91,203	22.6	84.7
43	1,920	140,827	1,161	128,343	60.5	91.1
44	5,449	307,830	2,499	292,991	45.9	95.2
30~34 累計	675,803	1,822,076	30,863	1,072,139	4.6	58.8
35~39 累計	195,016	1,014,116	13,136	733,644	6.7	72.3
40~44 累計	80,996	1,543,966	15,975	1,375,551	19.7	89.1
30~44 累計	951,815	4,380,158	59,974	3,181,334	6.3	72.6

(出所)「日本銀行営業報告」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第10巻および第11巻、大蔵省印刷局、昭和32年・33年、所収)。

44年には95%にも達した。これを5年ごとに区切ってみても、保証品付手形割引額の手形割引総額中に占める割合は、30年~34年が59%、35年~39年が72%、40年~44年が89%と次第に上昇しており、15年間の累計でも73%に上った。商業手形の流通促進という本行の意図、あるいは見返品制度の過渡的性格から考えて、これは不本意な結果であったといえよう。この点は残高ベースで見ても変わらない(表1-13)。各年末における保証品付手形割引残高の手形割引総残高中に占める割合は上昇傾向をたどっており、明治39年末には80%を超え、44年末には90%にも達した。

また、年間の本行対民間貸出額(定期貸・当座貸越・手形割引)中に占める保証品付手形割引額の割合を見ても、明治30年代初めの数年は20%内外にとどまっていたのが、日露戦争時以降急速に比重を高め、40年~44年の間は過半(52.8%)

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

表 1-13 保証品付手形割引残高

明治 年末	手形割引残高 (A)		うち 保証品付 (B)		B/A (%)	
	枚 数	金額(千円)	枚 数	金額(千円)	枚 数	金 額
32	29,444	91,667	1,317	59,400	4.5	64.8
33	24,373	80,196	1,342	54,219	5.5	67.6
34	7,919	31,627	451	18,722	5.7	59.2
35	7,113	24,923	285	15,580	4.0	62.5
36	5,009	26,811	338	20,150	6.8	75.2
37	3,718	35,637	438	26,850	11.8	75.3
38	3,677	28,152	422	21,140	11.5	75.1
39	3,006	33,883	331	28,305	11.0	83.5
40	4,510	58,385	689	47,542	15.3	81.4
41	3,343	41,246	514	34,554	15.4	83.8
42	149	15,593	115	12,650	77.2	81.1
43	777	29,373	247	26,273	31.8	89.5
44	2,061	48,080	460	43,277	22.3	90.0

(出所) 日本銀行保有資料『営業科目統計報告』。ただし、明治34年末のみ同『営業科目統計報告材料』による。

を占めるに至っている。残高ベースで見ると、短期間で回転する当座貸越の比重が低下するのでこの傾向は一層強まり、保証品付手形割引残高の比率は一段と高くなる(40年～44年平均65.9%)。もっとも、手形割引額ならびに対民間貸出額自体が明治32年、33年ごろをピークとして傾向的には低下していること、つまり、本行に対する市中銀行の借入れ依存度が低下してきたとみられることは見落としてはならないが、保証品付手形割引が対民間貸出の主要経路となるに至ったことは明らかである。

しかし、外国為替手形の割引(明治39年7月以降外国為替手形の買入れ、同44年7月以降外国為替貸付)および対政府貸付を加えた本行の貸出全体から見れば、当然のことながら、保証品付手形割引のウエートは上述の比率よりも低い。年間貸出額ではおおむね3割以内、年末貸出残高では大体2割程度かそれ以下にとどまっていた。本行信用の供与面における保証品付手形割引の持つ意義を評価する場合、この点に留意する必要がある。

次に保証品付手形割引の保証品の内容についてみると(表1-14)、明治37年末までは株式を保証品(見返品)とする手形割引残高が過半または半分近くを占

表 1-14 保証品別手形割引残高

(単位：千円)

明治・年末	32	34	36	38	40	42	44
国債	9,707 (16.3)	4,124 (22.0)	2,992 (14.9)	11,893 (56.3)	25,514 (53.7)	12,117 (95.8)	40,588 (93.8)
地方債	2,316 (3.9)	930 (5.0)	770 (3.8)	368 (1.7)	433 (0.9)		15 (0.0)
社債	289 (0.5)	19 (0.1)	1,275 (6.3)	960 (4.5)			
買収鉄道株					17,416 (36.6)		
株式	38,046 (64.1)	10,337 (55.2)	12,083 (60.0)	5,718 (27.1)	1,328 (2.8)	234 (1.9)	648 (1.5)
外国証券							76 (0.2)
諸証券	2,085 (3.5)	3,311 (17.7)	3,031 (15.0)	2,200 (10.4)			
商品	6,905 (11.6)				2,850 (6.0)	300 (2.4)	1,950 (4.5)
古金銀等	52 (0.1)						
計	59,400	18,722	20,150	21,140	47,542	12,650	43,277

(注)1. 他種保証品との連帯による割引残高は各保証品の表面価格で按分比例した。

2. かっこ内は「計」に対する比率(%)。

(出所) 表 1-13 と同じ。

めていたが、38年末以降、国債を保証品とするものが急速に増大し、43年末には98.9%にも達するに至ったため、株式の比重は急落し40年末以降は3%以下にすぎなくなった。その理由としては、①前述のように鉄道国有化に伴い見返品である鉄道株は関西鉄道株を除いて国債に転化したこと、②日露戦争時以降国債の発行が著しく増大し国債残高が飛躍的に増えたこと、③明治39年5月1日以降、国債を保証品とする手形割引歩合は当所商業手形割引歩合と同一水準にすることに改められたこと、④国債以外のものを保証品とする手形割引には39年7月1日以降高率が適用されることになったこと、などが挙げられる。いずれにしても、明治23年に始まる株式担保の手形割引はほとんど姿を消すに至ったことは注目され

よう。

前記のように対民間貸出中保証品付手形割引の比重が増大し、定期貸にとって代わるようになった点について、明治32年の本行営業報告は、定期貸において「巨額の減少を来せしは新商法実施の結果手続の簡易なるを択み、転じて保証品付割引の取引を開きしもの多きに因る」と説明している。⁽⁹⁾また大蔵省の銀行営業報告（明治32年）も、手形割引の「巨額の増加は幾分か信用取引の発達に依るべしと雖ども、其重なる原因として認むべきものは、新商法実施の結果として取立其他手続の簡易なるが為め、通常貸付金より転じて割引の取引を択みたるに由るが如し、即ち保証品付手形の割引金額著しく増加したるは其一般を察するに足るべきか」と記している。⁽¹⁰⁾保証品付手形とそうでない手形の1枚当たり割引金額を比較してみると、保証品付手形のそれは非保証品付手形の40倍前後とかなり大きく、むしろ1口当たりの定期貸金額に近い。したがって、新商法施行に伴う定期貸からの移行が保証品付手形割引の著増をもたらし、明治39年5月の公定歩合体系の変更がその傾向に拍車をかけたとみてよいかもしれない。

- (1) 明治30年7月6日付『中外商業新報』。
- (2) 上掲紙、明治30年6月13日付。
- (3) 上掲紙、明治30年6月30日付。
- (4) 上掲紙、明治30年6月13日付。
- (5) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、大正2年、383ページ。
- (6) 前掲『例規書類七』（明治17年～34年）。
- (7) 日本銀行保有資料『要件（見返品関係書類）』（明治23年～昭和8年）。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (8) 同上。
- (9) 「明治三十二年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）411ページ。
- (10) 大蔵省『第二十四次銀行営業報告』（明治32年）44ページ。